



平成28年5月13日

各 位

会社名 グローブライド株式会社
代表者 代表取締役社長 岸 明彦
(コード番号 7990 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 寺田 和英
(TEL. 042-475-2101)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月29日開催予定の当社第61回定時株主総会において承認されることを条件として、平成27年5月1日施行の改正会社法により導入された「監査等委員会設置会社」に移行することを決定いたしました。

これに伴い「定款一部変更の件」を当該定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

「監査等委員会設置会社」に移行することにより、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化し、更なる企業価値向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の当社第61回定時株主総会において、必要な定款変更に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 今後の事業拡大を鑑み、経営体制ならびに取締役会機能の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数を増員するものであります。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を図るため、剰余金の配当等を株主総会決議によらず取締役会決議により実施できるように規定を新設し、重複する規定を削除するものであります。

④ 改正会社法により責任限定契約を締結できる役員等の範囲が拡大されたことを受けて、業務執行を行わない取締役についても、新たに責任限定契約を締結することができるようにして、その期待される役割を十分に発揮できるように、所要の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑤ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日 (予定)

以 上

【別紙】 定款一部変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は<u>12</u>名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p>

2 (条文省略)

3 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問及び相談役の設置)

第21条 (条文省略)

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問及び相談役の設置)

第21条 (現行どおり)

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報

酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 25 条 各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第 26 条～第 27 条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

第28条 (条文省略)

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条～第 28 条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第29条 (現行どおり)

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(員 数)</u></p>	(削除)
<p><u>第29条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>の終結の時までとする。</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>選定する。</u></p>	
<p><u>(報 酬 等)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>める。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>ときは、この期間を短縮することができる</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を</u></p>	
<p style="padding-left: 2em;"><u>経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を</u></p>	

除き監査役の過半数を以てこれを行なう。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか
監査役会が定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、
任務を怠ったことによる監査役（監査役であった
者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度にお
いて、取締役会の決議によって免除することがで
きる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定によ
り、社外監査役との間に、任務を怠ったことによ
る損害賠償責任を限定する契約を締結すること
ができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額
は、法令が規定する額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対
し会日の3日前までに発するものとする。但し、
緊急の必要があるときは、この期間を短縮する
ことができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手
続きを経ないで監査等委員会を開催することが
できる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監
査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は法令又は本定款の
ほか監査等委員会が定める監査等委員会規則に
よる。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 (条文省略)

(剰余金の配当)

第39条 当社は、株主総会決議によって、毎年3月31日現在の株主名簿に記載された株主に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という）を支払う。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という）をすることが出来る。

(新設)

(新設)

第41条 (条文省略)

平成27年6月26日

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第35条 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第61期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成28年6月29日